

教 育 委 員 会 会 議

日時 令和元年5月30日(木)

午後2時00分

場所 教育委員会室

< 次 第 >

1 開 会

2 教育長の報告

報告第3号

さいたま市入学準備金・奨学金貸付条例の一部を改正する条例について

報告第4号

令和元年度さいたま市一般会計補正予算(教育費)について

報告第5号

議決事項の一部の変更について(さいたま市立与野本町小学校屋内運動場棟大規模改修(建築)工事請負契約)について

報告第6号

さいたま市教職員の人事について[非公開案件]

3 議 事

議案第62号

さいたま市立舘岩少年自然の家運営委員会委員の任命について[非公開案件]

議案第63号

さいたま市いじめのない学校づくり推進委員の委嘱及び任命について[非公開案件]

4 閉 会

報告第3号

臨時代理の報告について

臨時代理した下記のことについて、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第7号）第5条第2号の規定により、別紙のとおりこれを報告する。

令和元年5月30日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

記

さいたま市入学準備金・奨学金貸付条例の一部を改正する条例について

臨 時 代 理 書

下記の件は、緊急に処理する必要があると認められ、かつ、教育委員会の会議を招集するいとまがないので、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第7号）第4条の規定により、別紙のとおり市長に申出することを臨時代理する。

令和元年5月22日

さいたま市教育委員会
教育長 細田 真由美

記

さいたま市入学準備金・奨学金貸付条例の一部を改正する条例について

別紙

さいたま市入学準備金・奨学金貸付条例の一部を改正する条例

さいたま市入学準備金・奨学金貸付条例（平成13年さいたま市条例第119号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(資格要件)</p> <p>第3条 入学準備金の貸付けを受ける者（以下「借受人」という。）は、次に掲げる要件を備えていなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>第5条第1項に規定する高等学校及び専修学校（高等課程）の区分の借受人にあつては第11条第1項に規定する同区分における奨学金、第5条第1項に規定する大学及び専修学校（専門課程）の区分の借受人にあつては第11条第1項に規定する同区分における奨学金の貸付けを受けていないこと。</u></p> <p style="text-align: center;">(返還免除)</p> <p>第9条 市長は、借受人であつた者が入学準備金の返還完了前に次の各号のいずれかに該当する場合には、入学準備金の全部又は一部の返還を免除することができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>真摯に学業に励み、大学又は専修学校（専門課程）を卒業し、市の発展に寄与する者であると市長が認めたとき（第5条第1項に規定する大学及び専修学校（専門課程）の区分における入学準備金に限る。）。</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げる場合のほか、特別の事情があるとき。</u></p> <p style="text-align: center;">(資格要件)</p> <p>第10条 奨学金の貸付けを受ける者（以下「奨学生」という。）は、次に掲げる要件を備えていな</p>	<p style="text-align: center;">(資格要件)</p> <p>第3条 入学準備金の貸付けを受ける者（以下「借受人」という。）は、次に掲げる要件を備えていなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>この条例による奨学金の貸付けを受けていない者であること。</u></p> <p style="text-align: center;">(返還免除)</p> <p>第9条 市長は、借受人であつた者が入学準備金の返還完了前に次の各号のいずれかに該当する場合には、入学準備金の全部又は一部の返還を免除することができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>前号に掲げる場合のほか、特別の事情があるとき。</u></p> <p style="text-align: center;">(資格要件)</p> <p>第10条 奨学金の貸付けを受ける者（以下「奨学生」という。）は、次に掲げる要件を備えていな</p>

なければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 次条第1項に規定する高等学校及び専修学校（高等課程）の区分の奨学生にあつては第5条第1項に規定する同区分における入学準備金、次条第1項に規定する大学及び専修学校（専門課程）の区分の奨学生にあつては第5条第1項に規定する同区分における入学準備金の貸付けを受けていないこと。

(準用)

第14条 第4条、第8条及び第9条の規定は、奨学金について準用する。この場合において、第4条、第8条及び第9条中「借受人」とあるのは「奨学生」と、第8条及び第9条中「入学準備金」とあるのは「奨学金」と、同条第2号中「第5条第1項」とあるのは「第11条第1項」と読み替えるものとする。

なければならない。

(1)～(3) [略]

(4) この条例による入学準備金の貸付けを受けていない者であること。

(準用)

第14条 第4条、第8条及び第9条の規定は、奨学金について準用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のさいたま市入学準備金・奨学金貸付条例第9条第2号（同条例第14条の規定により準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後に入学準備金又は奨学金の貸付けの決定を受けた者について適用し、同日前に入学準備金又は奨学金の貸付けの決定を受けた者については、なお従前の例による。

提案理由

現行の入学準備金・奨学金貸付制度において、新たな返還免除制度を導入することに伴い所要の改正を行うとともに、返還免除制度導入にあわせ、貸付の資格要件についても一部改正を行い、利用しやすい貸付制度とするものです。

施行期日は、令和元年9月1日です。

報告第4号

臨時代理の報告について

臨時代理した下記のことについて、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第7号）第5条第2号の規定により、別紙のとおりこれを報告する。

令和元年5月30日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

記

令和元年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について

臨 時 代 理 書

下記の件は、緊急に処理する必要があると認められ、かつ、教育委員会の会議を招集するいとまがないので、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第7号）第4条の規定により、別紙のとおり市長に申出することを臨時代理する。

令和元年5月14日

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

記

令和元年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について （別紙1）

別 紙

令和元年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について

別表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 国庫支出金		13,108,780	2,700	13,111,480
	3 委託金	923	2,700	3,623
歳入合計		13,929,361	2,700	13,932,061

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		87,807,517	47,698	87,855,215
	1 教育総務費	8,166,257	12,945	8,179,202
	2 小学校費	38,538,211	24,621	38,562,832
	3 中学校費	23,088,553	10,132	23,098,685
歳出合計		87,807,517	47,698	87,855,215

補 正 予 算 説 明 書

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	説 明
17 国庫支出金	13,108,780	2,700	13,111,480	
3 委託金	923	2,700	3,623	
4 教育費委託金	923	2,700	3,623	1 初等中等教育等振興委託金
歳 入 合 計	13,929,361	2,700	13,932,061	

歳出

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		説 明
				特定財源	一般財源	
10 教育費	87,807,517	47,698	87,855,215	2,700	44,998	
1 教育総務費	8,166,257	12,945	8,179,202	2,700	10,245	
3 教育指導費	2,513,933	12,945	2,526,878	国庫支出金 2,700	10,245	1 いじめ防止等対策推進事業 2,700 2 特色ある学校づくり事業 10,245
2 小学校費	38,538,211	24,621	38,562,832	0	24,621	
4 学校建設費	2,951,325	24,621	2,975,946	0	24,621	1 小学校営繕事業
3 中学校費	23,088,553	10,132	23,098,685	0	10,132	
4 学校建設費	1,147,686	10,132	1,157,818	0	10,132	1 中学校営繕事業
歳 出 合 計	87,807,517	47,698	87,855,215	国庫支出金 2,700	44,998	

提案理由

令和元年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）歳入予算は、スクールロイヤーの活用に関する国庫支出金について、歳出予算は、スクールロイヤーによる法律相談等の実施、市立高校体育館の空調設備工事及び小・中学校のトイレ改修工事の設計業務にかかる経費について、市長に申出するものです。

令和元年度6月補正予算

事務事業概要

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 いじめ防止等対策推進事業		補正額	2,700
局/部/課	教育委員会事務局/学校教育部/指導2課	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/1項 教育総務費/3目 教育指導費	17款 国庫支出金	2,700
<事業の目的・内容> 「いじめ防止対策推進法」、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止等に係る取組を強化するとともに、児童生徒が抱える様々な問題の解決に取り組みます。			
<補正の目的・内容> 文部科学省の「いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用に関する調査研究」事業の受託に伴い、スクールロイヤー（弁護士）を活用して学校を支援するため、スクールロイヤーへの謝金や指導事例集を作成する経費について、補正を行うものです。		補正前予算額	10,014
<主な事業> 1 スクールロイヤー謝金 2,250 スクールロイヤーが、学校の求めに応じた法律相談を行うとともに、教職員や児童生徒に向けた研修会等を行います。		[参考] 事業スケジュール ・令和元年7月から 学校への指導・助言（適宜） 研修会への講師派遣（適宜） 出前講座への講師派遣（適宜）	
2 スクールロイヤー活用指導資料作成 450 いじめ防止等対策に活用するため、スクールロイヤーによる指導事例集を作成します。		・令和元年8月 「いじめ防止シンポジウム」への講師派遣 ・令和2年1月 指導事例集の作成	

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 特色ある学校づくり事業		補正額	10,245
局/部/課	教育委員会事務局/学校教育部/高校教育課	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/1項 教育総務費/3目 教育指導費	- 一般財源	10,245
<事業の目的・内容> 市立高等学校「特色ある学校づくり」計画を実施し、中高一貫教育の拡充など、市民の期待に応える魅力ある学校づくりを推進します。			
<補正の目的・内容> 指定避難所に指定されている市立高等学校について、災害時における避難者の生活環境の改善を図るとともに、生徒の教育環境の充実を図ることを目的とし、体育館への空調機設置に係る経費について、補正を行うものです。		補正前予算額	287,400
<主な事業> 1 空調機設置工事の設計業務の実施（4校） 9,841 工事の設計業務を行います。		[参考] 事業スケジュール ・令和元年7月 実施設計着手 （浦和高等学校、浦和南高等学校、大宮北高等学校、大宮西高等学校）	
2 アスベスト分析調査の実施 404 空調機設置工事の実施に向け、アスベスト分析調査を行います。		・令和元年8月 アスベスト分析調査実施 ・令和2年1月 設計業務完了	

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 小学校営繕事業		補正額	24,621
局/部/課	教育委員会事務局/管理部/学校施設課	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/2項 小学校費/4目 学校建設費	- 一般財源	24,621
<事業の目的・内容> 良好な学習環境を確保するために、小学校の老朽化した校舎等の改修を行います。また、「さいたま市学校施設リフレッシュ基本計画」を推進します。			
<補正の目的・内容> 老朽化した給排水管等の設備を含め、小学校におけるトイレ機能の低下が進行していることから、児童の健康面や良好な学習環境維持のため、トイレ改修に係る経費について、補正を行うものです。		補正前予算額	653,596
<主な事業> 1 トイレ改修工事の設計業務の実施(4校) 23,529 [参考] 工事の設計業務を行います。 事業スケジュール ・令和元年7月 実施設計着手 (中島小学校、東宮下小学校、 泰平小学校、岩槻小学校) ・令和元年8月 アスベスト分析調査実施 ・令和 2年3月 実施設計終了 2 アスベスト分析調査の実施 1,092 トイレ改修工事の実施に向け、アスベスト分析調査を行います。			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 中学校営繕事業		補正額	10,132
局/部/課	教育委員会事務局/管理部/学校施設課	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/3項 中学校費/4目 学校建設費	- 一般財源	10,132
<事業の目的・内容> 良好な学習環境を確保するために、中学校の老朽化した校舎等の改修を行います。また、「さいたま市学校施設リフレッシュ基本計画」を推進します。			
<補正の目的・内容> 老朽化した給排水管等の設備を含め、中学校におけるトイレ機能の低下が進行していることから、生徒の健康面や良好な学習環境維持のため、トイレ改修に係る経費について、補正を行うものです。		補正前予算額	588,712
<主な事業> 1 トイレ改修工事の設計業務の実施(2校) 9,586 [参考] 工事の設計業務を行います。 事業スケジュール ・令和元年7月 実施設計着手 (大宮北中学校、第二東中学校) ・令和元年8月 アスベスト分析調査実施 ・令和 2年3月 実施設計終了 2 アスベスト分析調査の実施 546 トイレ改修工事の実施に向け、アスベスト分析調査を行います。			

報告第5号

臨時代理の報告について

臨時代理した下記のことについて、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第7号）第5条第2号の規定により、別紙のとおりこれを報告する。

令和元年5月30日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

記

議決事項の一部の変更について（さいたま市立与野本町小学校屋内運動場棟大規模改修（建築）工事請負契約）

臨 時 代 理 書

下記の件は、緊急に処理する必要があると認められ、かつ、教育委員会の会議を招集するいとまがないので、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第7号）第4条の規定により、別紙のとおり市長に申出することを臨時代理する。

令和元年5月15日

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

記

議決事項の一部の変更について（さいたま市立与野本町小学校屋内運動場棟大規模改修（建築）工事請負契約）

(件 名)

議決事項の一部の変更について（さいたま市立与野本町小学校屋内運動場棟大規模改修（建築）工事請負契約）

(申出理由)

平成31年2月議会において議決を得たさいたま市立与野本町小学校屋内運動場棟大規模改修（建築）工事請負契約について、工期内の賃金に急激な変動が生じたため、契約金額を変更することについて、下記のとおり市長に申出する。

記

1 契約の相手方

田中・八生特定共同企業体

代表構成員 住 所 さいたま市浦和区常盤10丁目16番23号
株式会社田中工務店

氏 名 代表取締役社長 田中一成

構 成 員 住 所 さいたま市中央区下落合7丁目3番6号
八生建設株式会社

氏 名 代表取締役 首藤和彦

2 変更内容

	契約金額
変更前	3億5,769万6,000円
変更後	3億6,333万3,600円

議決事項の一部の変更について

(さいたま市立与野本町小学校屋内運動場棟大規模改修（建築）工事請負契約)

■工 事 概 要

- 1 工事名称 与野本町小学校屋内運動場の大規模改修工事
- 2 工事場所 さいたま市中央区本町東3丁目5番23号
- 3 敷地面積 24,238.01㎡
- 4 構造規模 屋内運動場棟

1階：与野本町コミュニティセンター
 2階：与野本町小学校屋内運動場
 鉄筋コンクリート造 地上3階建て
 建築面積 1,327.72㎡
 延床面積 2,259.48㎡

プール棟

1階：与野本町コミュニティセンター
 屋上：与野本町小学校プール
 鉄筋コンクリート造 地上2階建て
 建築面積 1,444.50㎡
 延床面積 1,498.11㎡

- 5 工 期 平成31年3月8日から令和2年3月6日

■契約の相手方 田中・八生特定共同企業体（代表構成員：株式会社田中工務店）

■変 更 内 容 契約金額

変更前	3億5,769万6,000円
変更後	3億6,333万3,600円
変更額	563万7,600円

■変更の理由 平成31年3月から適用する公共工事設計労務単価が、平成30年3月から適用している労務単価と比較して、全国全職種平均で約3.3%上昇したことから、特例措置に基づき請負代金額の変更をするもの